

青森県SDG s 取組宣言登録制度実施要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、SDG sに積極的に取り組む主体を後押しする「青森県SDG s 取組宣言登録制度」の実施に関し必要な事項を定める。
- 2 青森県SDG s 取組宣言登録制度は、法人等がSDG sのゴールの達成に向けて取り組むことを宣言し、県の登録簿に登録することにより、法人等が自らの活動とSDG sとの関連性を認識し、そのゴールの達成に向けて行っている具体的な取組の「見える化」を図ることを目的とする。
- 3 「SDG s」とは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(2015年9月国連サミット採択)に記載された、17のゴール及び169のターゲットから構成される2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標をいう。

(登録の申請)

- 第2条 青森県内に本店、支店又は事業所等を有し、かつ、青森県内において事業活動を行う法人等(個人事業主を含み、国及び地方公共団体等、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とするものを除く。以下同じ。)は、次に掲げる事項について、登録簿に登録を受けることにより登録者となることができる。
- 一 名称及び所在地並びに代表者の氏名(個人事業主にあつては、氏名及び住所並びに屋号)
 - 二 SDG sに向けた方針等
 - 三 SDG sの取組内容、ゴール、ターゲット
- 2 前項の登録の申請は、青森県電子申請・届出システムにより、次の書類を添付して知事に申請するものとする。
- 一 青森県SDG s 取組宣言登録申請書(第1号様式)
 - 二 青森県SDG s 取組宣言書(第2号様式)
 - 三 その他知事が必要と認める書類

(登録)

- 第3条 知事は、前条第1項の登録の申請があつたときには、次条の規定により申請を却下する場合を除き、前項第1号に掲げる事項について登録簿に登録するとともに、登録証(第3号様式)を交付し、別に定める青森県SDG s ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用を認めるものとする。
- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、前項第1項各号に掲げる事項をホームページで公表するものとする。

(登録の申請の却下)

第4条 知事は、前条第1項の登録の申請を行う及び登録の対象となる法人等が次のいずれかに該当するときは、当該申請を却下するものとする。

- 一 SDG s 達成に向け、取組、ゴール及びターゲットを明確に示すことができないとき。
- 二 SDG s 達成に向けた具体的な取組が行われていないとき。
- 三 県税の滞納があるとき。
- 四 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められるとき。
- 五 公序良俗に反する行為及び重大な法令違反があるとき。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間及びロゴマークの使用期限は、登録の日から3年を経過する日が属する年度の末日までとする。

(登録の変更)

第6条 登録を受けた法人等(以下「登録事業者」という。)は、第2条第1項各号に掲げる事項に変更があった場合は、青森県SDG s 取組宣言登録変更届(様式第4号)により速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(登録の更新)

第7条 登録の有効期間の満了後引き続き登録を受けようとする登録事業者は、第5条の登録の有効期間が満了する日の1ヶ月前から知事に対して更新を申請することができる。

- 2 前項の登録の更新手続きについては、第2条の規定を準用する。

(登録の抹消)

第8条 知事は、次条の規定により登録事業者の登録を取り消したとき又は登録事業者から青森県SDG s 取組宣言登録辞退届(様式第5号)の提出があったときは、遅滞なく当該登録を抹消するものとする。

(登録の取消し)

第9条 知事は、登録事業者が次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

- 一 登録の有効期間が満了した場合

- 二 虚偽又は不正の手段により登録を受けた場合
- 三 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- 四 SDGsの達成に資する活動について、実態がないと認める場合
- 五 破産手続き開始決定を受けた場合又は法人等（個人事業主を除く。）が解散した場合
- 六 その他、登録事業者として適当でないと認める場合

（ロゴマークの使用）

第10条 ロゴマークの使用については、SDGsに関する活動を広く広報する目的のみに使用し、次の目的での使用は禁ずる。

- 一 ロゴマークを商品及びサービスに一定の品質又は効能を有するように使用すること
 - 二 ロゴマークにより商品及びサービスに一定の認証等があるように使用すること
 - 三 県のイメージや品位をおとしめるおそれのあるものに使用すること
 - 四 法令等に違反し、又は公序良俗に反するものに使用すること
- 2 ロゴマークのデザインについては、次の事項を遵守すること。
- 一 シンボルマーク及びロゴタイプを組み合わせで使用すること
 - 二 デザインの一部使用、縦横比率や配色の変更等の改変はしないこと
 - 三 別に定める青森県SDGsロゴマークガイドラインに定められたルールに従って使用すること

（事務の所掌）

第11条 この要綱に関する事務は、総合政策部総合政策課において所掌する。

（委任）

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4（2022）年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6（2024）年4月1日から施行する。

(別記)

青森県SDGsロゴマーク

(1)



(2)



(3)

